

特定施設入居者生活介護に係る施設  
整備予定事業者（事前協議者）募集要項

令和 4～5 年度整備

令和 3 年 9 月

成田市福祉部高齢者福祉課

## 1. 募集の趣旨

成田市（以下「本市」という。）では、「第8期成田市介護保険事業計画（令和3～5年度）」に基づき、介護保険サービスに係る基盤整備を進めています。

当該計画では、令和4～5年度整備事業として、70室の特定施設入居者生活介護に係る施設を市内に整備することを位置づけており、施設整備を希望する法人（以下「応募事業者」という。）を選定するため、本募集要項を定めるものです。

### （1）選定の考え方

選定にあたっては、次の事項等を踏まえ、多角的な視点から評価を行い、最も優れた事業計画を提案した応募事業者を選定することとします。

- ア) 本市の第8期介護保険事業計画に沿っているとともに、高齢者の住まいの多様化ニーズ等に適切に対応した施設運営ができること
- イ) 法人の役員等が福祉・介護に対して熱意と知識・経験を有するとともに、経営が健全であり、将来にわたり安定した施設運営ができること
- ウ) 計画地近隣の住民の理解を得つつ、地域に根差した施設運営ができること

※なお、本整備にかかる費用について、本市は一切の補助をしません。資金計画の策定にあたって留意してください。

## 2. 募集概要

### （1）対象施設

次のいずれにも該当すること

- ア) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定により千葉県に設置の届出を行う有料老人ホームであること
- イ) 要介護認定又は要支援認定を受けている人に特定施設入居者生活介護サービスを提供する施設（混合型特定施設）であること

新設【1施設あたり定員数】50室以上70室以下

※「第7期成田市介護保険事業計画」までの整備の進捗状況により、別途62室分の整備枠があることから、合計132室分まで応募事業者を選定する場合があります。

※特定施設入居者生活介護の指定を受けていない既存の施設について、今回新たに指定を受けるように転換を希望する施設は対象となりません。

※サービス提供形態は、一般型又は外部サービス利用型のどちらも可とします。

## (2) 募集地域（施設整備予定地）

事業計画の対象は成田市全域となります。ただし、防災及び入居者の生活環境を考慮し、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、航空機騒音障害防止特別地区は除くものとします。

（用途地域、接続道路、上下水道、雨水排水、埋蔵文化物等その他に関して、本整備を行うにあたり許認可等が受けられる見込みであること。）

## (3) 開設時期

令和 5 年度内にサービス提供を開始できること。なお、施設の規模等を考慮し、合理的な範囲内で開設時期の延期を認める場合があります。

## 3. 応募事業者の資格要件

応募事業者は、以下の資格要件を全て満たすことが必要となります。

- (1) 介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者の指定要件を満たしていること。
- (2) 消費税、地方消費税、法人税、法人市民税、所得税の額に滞納がなく、過去 2 年間に於いて滞納処分等を受けたことがない者。
- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがない者。また、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定において該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人並びに同条第 6 号に掲げる暴力団員が当該団体の役員等をしている法人でないこと。

## 4. 応募要件

- (1) 関係法令に基づき、有料老人ホームの設置運営基準、特定施設入居者生活介護の指定に係る人員・設備・運営基準等を全て満たし、原則として令和 5 年度内において施設整備を完了しサービス提供を開始できる計画であること。
- (2) 施設整備予定地の用地が確実に確保できるとともに、必要な許認可等が得られる見込みであること。（市街化調整区域、農業振興地域等の場合は特に留意し、担当課に事前の確認をしてください。）
- (3) 優れた事業計画の提案と、選定された事業計画を確実に実行していただくため、1 応募事業者につき 1 計画に限るものとします。

- (4) 確実な事業実施と施設運営を行うために、介護事業に対する知識と経験を有するとともに、十分な経営基盤を有すること。
- (5) 開設スケジュールについて、成田市介護保険事業計画の趣旨に賛同し、円滑なサービス提供を図るため、必要な調整に応じる準備があること。

## 5. 事業者選定等の手続きについて

### (1) 募集要項の配布等について

募集要項の配布は本市ホームページにて行います。本市ホームページにアクセスして必要な書式等をダウンロードして下さい。

また、質疑応答や応募状況、選定結果の公表等は本市ホームページ上で行いますので、随時確認していただくようお願いします。

### (2) 本募集要項等に関する質疑応答

応募事業者等の電話による個別のお問い合わせには、回答しません。

本募集要項等に関して質問がある場合は、10月8日(金)午後4時までに、別紙 1「特定施設入居者生活介護整備予定事業者（事前協議者）募集に係る質問書」により、FAX又は電子メールで高齢者福祉課に提出してください。

質問書にてご提出いただいた内容については、質問と回答内容を本市ホームページの掲載により適宜回答します。

#### 【高齢者福祉課ホームページアドレス】

<http://www.city.narita.chiba.jp/soshiki/kofuku.html>

審査基準及び審査内容、介護保険法に基づく指定基準等、法令による確認ができる事項、又は他の応募者に関する情報等についての質問には、お答えできません。

### (3) 事前申出書の提出

応募を予定している事業者は、10月8日(金)午後4時までに、別紙 2「特定施設入居者生活介護整備予定事業者（事前協議者）募集に係る事前申出書」を、FAX又は電子メールで高齢者福祉課に提出してください。

なお、この事前申出書の提出は、本市が応募を予定している事業者の状況等を把握するために求めるものであり、提出後、本市から問い合わせをする場合があります。

#### (4) 応募書類の提出期限

応募事業者は、以下のとおり提出してください。

##### ア 提出期限及び受付時間

〔期限〕 令和3年11月12日(金)まで

〔時間〕 午前9時から午後4時まで ※土日祝日は除きます。

##### イ 受付場所

成田市福祉部高齢者福祉課(成田市役所議会棟1階)

成田市花崎町760番地

なお、応募書類の提出にあたっては、事前に提出日時を電話で予約してください。(郵送による受付は行いません。)

##### ウ 提出部数 10部(正本1部・副本9部)

提出書類は、原則として、A4(縦位置・横書き)に統一し、A4フラットファイル等に綴り書類番号のインデックスを付けてください。

##### エ その他

提出前に別紙3「応募書類一覧表」をご確認ください。

提出期限及び受付時間は厳守してください。

なお、提出された書類の内容は、提出期限後、変更できません。

#### (5) 選定及び結果通知等について

##### ア. 書類審査及びヒアリング

応募事業者から提出された応募書類の内容について、書類審査を行います。また、応募事業者に対して、成田市地域密着型サービス事業者等選定委員会(以下「委員会」という。)によるヒアリングを実施します。(ヒアリングの実施方法等の詳細については、提出期限後、応募事業者に対して別途通知します。)

##### イ. 選定方法

書類審査及びヒアリングに基づき評価を行い、最も優れた事業計画を提案した応募事業者を選定するため、応募事業者全員に順位を付し、第1順位の応募事業者を選定します。

また、第2順位の応募事業者については、定員数が残りの整備枠を超過しない場合に限り(定員数の調整について、本市との協議に応じる場合を含む)選定することとします。

また、第1順位、第2順位として選定された応募事業者が、やむを得ない

事由により辞退又は選定取消となった場合には、繰り上げにより第3順位の応募事業者を選定することとします。(当初の選定から相当の期間が経過した場合、繰り上げは行いません。)

ただし、優れた事業計画を提案した応募事業者を選定するため、委員会による採点の結果が満点の6割に満たない場合は、選定しないこととします。

#### ウ. 選定結果通知

選定後は、応募事業者全員に対して、選定結果を通知します。

選定された応募事業者(以下「事前協議者」という。)は、本市と事前協議を行うとともに、千葉県に対しても必要な手続きを行ってください。

#### エ. 選定結果の公表について

応募事業者に対する結果通知後、事前協議者については、法人名・事業予定地等を本市ホームページにおいて公表します。

### 6. 応募にあたっての留意事項について

応募にあたっては、以下の点に十分留意して下さい。

- (1) 本募集は特定施設入居者生活介護整備に関する本市との事前協議者を募集・選定するものであり、本市から選定を受けた事業者の事業計画が千葉県に採択されることを保証するものではありません。
- (2) 本募集に応募するために必要な一切の費用は、応募事業者の負担とします。また、応募事業者による事業計画の中止(本市による選定の取消を含む)、選定されなかったこと(本市の選定により「選外」となる)又は本市の選定を受けたものの、千葉県が事業計画を採択しなかった場合、これらに伴う応募事業者やその他関係者の負担、損失等について、本市は一切の責任を負いません。
- (3) 提出された書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は認めません。また、提出された応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- (4) 書類の不備以外で本市が必要と認める場合、追加資料の提出を求め場合があります。
- (5) 応募受付後に辞退をする場合又は本市より選定を取り消された場合は、速やかに辞退届出書(任意様式)を提出してください。
- (6) 地域住民・団体等に対する整備計画の説明や施設予定地の地権者との売買(賃貸)確約書等の締結については、「本募集により本市の選定を受け、かつ千葉県から事業計画を採択されない限りは、実現性があるものではないこと」について十分な説明を行ってください。
- (7) 介護保険法、老人福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法及び条例等の

法令を遵守するとともに、これらを所管する関係機関と十分な協議を行ってください。

- (8) 有料老人ホームの設置運営基準や特定施設入居者生活介護の指定に係る人員・設備・運営基準等を満たせず事業実施が見込めない場合や、応募内容と実際の実施計画が著しく変更された場合には、選定を取り消す場合があります。
- (9) 応募がなかった場合及び選定の結果、選定基準等に満たないなどの理由により事前協議者が決定しなかった場合並びに事前協議者（下位順位者を繰り上げて事前協議者になった場合を含む。）がやむを得ない事情などから、事業の実施を中止した場合等には、再募集を行います。
- (10) 応募事業者名、事業計画予定地等、他の応募事業者の応募に関する情報について、応募事業者等からの個別の問い合わせには一切答えません。
- (11) 応募書類の内容に虚偽による記載又は事実と相違する記載があることが判明した場合、失格又は選定を取り消すことがあります。
- (12) 事前協議者として選定された後の事業計画内容等の変更については、原則認めません。ただし、本市がやむを得ないと認めた場合は可能とします。
- (13) 要望書提出後に、本市職員が現地調査を行いますので、本市職員が計画地に立ち入ることについて予め土地所有者の同意を得ておいてください。（現所有者が応募事業者以外である場合に限りです。）
- (14) 事業計画の作成にあたっては、千葉県健康福祉部高齢者福祉課のホームページに掲載されている「千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針」等を確認してください。

## 7. 応募書類

別紙3のとおり。

## 8. その他

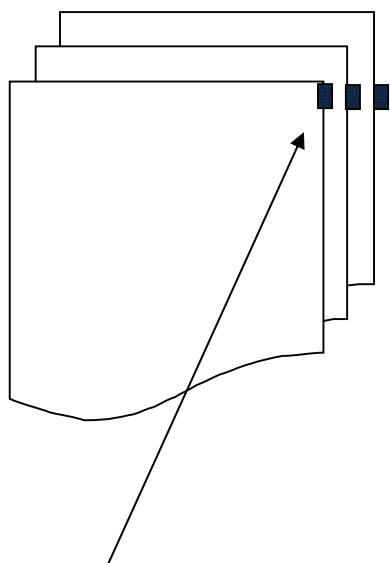
### (1) 応募書類の留意点について

- 応募書類は、正本1部、副本9部を作成し、提出してください。
- 応募書類は、A4フラットファイルに左綴りで綴り、別紙3の「応募書類一覧表」の「書類番号」に対応したインデックスを付けて提出してください。

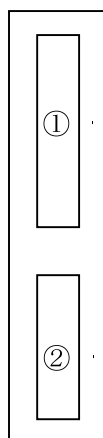
なお、フラットファイルの表紙に、令和4～5年度特定施設入居者生活介護整備提案書、正本又は副本の区分、応募事業者名の見出しを付け、背表紙には、令和4～5年度特定施設入居者生活介護整備提案書、応募事業者名の見出しを付けてください。

また、副本については正本の写しで差し支えありませんが、「現況写真」のみフルカラーの写しを副本に添付してください。

インデックス

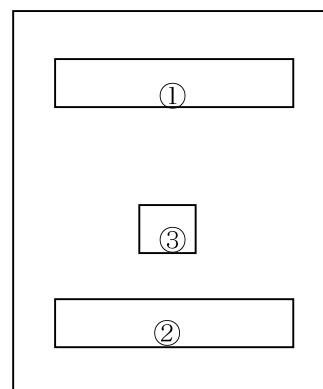


背表紙



縦書き

表紙



横書き

フラットファイルに見出しを付けること

- ① 令和4～5年度特定施設入居者生活介護整備提案書
- ② 応募事業者名
- ③ 正本か副本の区分（表紙のみ）

書類に応じた

インデックスを付けること



## (2) 添付書類についての留意点

写しを提出するものは、全て代表者名による原本証明をすること。

### ※原本証明の例

この写しは、原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

〇〇法人 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 印

## 9. 募集に係るスケジュール

	日 時	内 容
1	9月27日(月)	募集要項配布
2	10月8日(金)	質問提出期限
3	10月8日(金)	事前申出書提出期限
4	11月12日(金)	応募書類提出期限
5	12月中旬(予定)	ヒアリング
6	1月中旬(予定)	選定結果通知

## 10. お問い合わせ先

成田市福祉部高齢者福祉課 事業者指導係

TEL：0476-20-1537

FAX：0476-24-2367

メールアドレス：kofuku@city.narita.chiba.jp

ホームページアドレス：

<http://www.city.narita.chiba.jp/soshiki/kofuku.html>

年 月 日

(あて先) 成田市福祉部高齢者福祉課  
F A X : 0 4 7 6 - 2 4 - 2 3 6 7  
メール : [kofuku@city.naria.chiba.jp](mailto:kofuku@city.naria.chiba.jp)

特定施設入居者生活介護整備予定事業者（事前協議者）募集に係る質問書

以下のとおり質問を提出します。

法人名		
所在地		
質問者氏名		
連絡先	TEL	
	FAX	
	メールアドレス	

質問内容	
------	--

特定施設入居者生活介護整備予定事業者（事前協議者）募集に係る事前申出書

令和 年 月 日

（あて先）成田市長

所在地

---

法人名

---

申出者 代表者職・氏名

---

担当者名

---

担当者連絡先

---

成田市の特定施設入居者生活介護整備予定事業者（事前協議者）募集について、具体的な事業計画を有していることから、関係書類を添えて応募をする予定であることを申し出ます。

## 応募書類一覧表

※「提出要否欄」について、「○：必ず提出すること」、「△：該当する場合に提出すること」

書類 番号	提出書類	提出にあたっての注意事項	提出 要否	確認
1	提案書〔様式1〕		○	
2	応募に係る誓約書〔様式2〕		○	
3	事業計画書〔様式3〕		○	
4	法人代表者及び管理者の経歴書〔様式4〕	管理者が未定の場合はその旨を記載した文書を添付すること（任意様式）	○	
5	職員の配置計画〔様式5〕		○	
6	介護保険事業の実施状況一覧〔様式6〕		○	
7	法人の定款（写し）		○	
8	履歴事項全部証明書（写し）		○	
9	役員名簿	任意様式	○	
10	施設等整備費、土地購入費、運転資金の概算 並びにその財源内訳を記載したもの	任意様式 要望書記載事項と齟齬が無いようにすること	○	
11	開設後の収支見込み	任意様式 利用率や借入金の償還見込みも記載すること	○	
12	預金残高証明書又は預金通帳の写し	預金残高証明書は令和2年3月31日現在、令和3年3月31日現在のもの、預金通帳の写しについては上記期日を含むもの 複数の預金口座がある場合には一覧表（任意様式）を作成すること。	○	
13	過去2カ年分の決算書（写し）		○	
14	設置予定地の状況一覧表	参考書式1	○	
15	施設整備予定地の公図（写し）	整備予定地（敷地）を太線で囲い、敷地及び隣接地には地権者名を記入すること。	○	
16	施設整備予定地の登記事項証明書（全部事項）		○	
17	土地に関する寄附確約書、売買確約書、無償貸与確約書又は賃貸借確約書（写し）	自己所有の場合は不要	△	
18	近隣地権者等への説明及び敷地の状況について	参考書式2	○	

19	地元説明会経緯個別調書	参考書式3	○	
20	埋蔵文化財の有無に関する証明書（写し）		○	
21	協力医療機関と締結した協定書（写し）又は 締結を予定している協定書案		△	
22	地図	10,000分の1、2,500分の1の地図とし、それぞれ整備予定地がわかるようにすること	○	
23	現況写真	施設整備予定地のフルカラーの画像又は写真を添付したものを提出すること。	○	
24	建物配置図、各階平面図	A3サイズでA4サイズに折り畳むこと。	○	
25	過去3年間の監査結果（写し）	平成30年度から令和2年度中に受けた実地指導・指導監査結果（写し）。 なお、監査結果が複数ある場合には文書通知日、監査実施日、改善事項の有無、改善事項の結果を記載した一覧（任意様式）を作成し、一覧の作成順に監査結果（写し）を添付すること。 実地指導・指導監査を受けていない場合は、不要です。	△	